

行政協力員を新たに委嘱しました

10月1日付けで、新たに次の人を行政協力員として委嘱しました。(敬称略)

【朝日丘】

三浦 亮一(深瀬丘と兼務) ☎66・0253

●前任者には長い間ご協力いただき、ありがとうございます。

●総務課 ☎63・1209

11月は、祝日により収集がない日があります

●ごみ・リサイクル年間カレンダーでご確認ください。

●ごみ収集がない日

11月3日(木)燃えるごみ

11月23日(水)燃えないごみ

●その他

11月23日(水)

桜山地区リサイクルは通常通り実施します。

11月30日(水)

火曜・金曜収集地区では、燃えないごみの収集を行います。

環境保全課

☎63・1370

リレーセンター東宮内

☎62・0647

退職金は国の制度で

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、中小企業で働く従業員の皆さんのための外部積立型の国の退職金制度です。掛金の助成や税法上の優遇措置など、有利な特典もあります。

安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

くわしくは、中退共のホームページをご覧ください。

●独立行政法人 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

☎03・3436・0151

ホームページ

http://chutaikyoyo.tai-ryokugin.go.jp/

小5社会、中1の技術・家庭科用副読本を配布中

県では、県内の小中学校に副読本を配布しています。小学生は社会科、中学校は技術・家庭科の教科書に添った内容で、熊本の森林や木材利用の重要性をわかりやすくまとめています。

県庁新館1階情報プラザにも展示していますので、

高齢者の所得税の地方税法上の障害者控除

市では、65歳以上の介護保険の要介護認定者のうち、ほぼ寝たきり状態の人で一定の基準を満たしている人に「障害者控除対象者認定書」を発行します。

認定された人は、身体障害者手帳の交付を受けている人と同様に所得税、地方税法上の障害者控除を受けることができます。認定書の交付を希望する人は、福祉課までお越しください。

●持つてくる物

税の申告をする本人の印鑑 対象者の印鑑

●福祉課 ☎63・1406

バレイシヨ・タバコの病害対策にご協力を

今年、玉名地域を含む県下各地域でジャガイモやバレイシヨの病気「たばこ黄斑えそ病」が発生しています。

栽培している人は、防除対策にご協力をお願いします。

また、一般家庭菜園を行っている皆さんもご協力をお願いします。

●ウイルス感染の原因

●症状

タバコ：葉に直径数ミリの斑点ができ、葉は黄化し、下葉から徐々に枯れ上がる。

●防除対策

1 ウイルス感染した種イモは感染源となるため、検査済みの種イモを使用する。

2 アプラムシを早期発見・早期防除する。

3 発病株は直ちに処分する。

4 バレイシヨとタバコは、できるだけ離して植える。

●玉名地域振興局農業普及・振興課 ☎74・2193

市農林水産課

☎63・1443

ふれあいスポーツの日 11月から時間を変更

「ふれあいスポーツの日」の時間を、11月から次のとおり変更します。

●グラウンドゴルフ

場所：多目的広場

日時：毎週木曜

午後1時30分～3時30分

ぜひご覧ください。

●県林業振興課

☎096・333・2448

11月は「いきいき農地適正利用強化月間」です

農地は食料生産の基礎として適正に利用し、無断で農地以外のものにせず、荒らさず、耕作放棄を防ぎましょう。自ら耕作ができない場合は、耕作を希望する人に貸し出しましょう。

農地に関する相談・お問い合わせは、農地が所在する農業委員会へおたずねください。

●農業委員会事務局

☎63・1459

阿蘇くまもと空港 空港ライナー試験運行

豊肥本線肥後大津駅(南口)と阿蘇くまもと空港を結ぶ新たな交通手段(空港ライナー)の試験運行を実施しています。ぜひご利用ください。詳しくはホームページをご覧ください。

●運行期間

平成24年3月25日(日)まで

●運賃

無料

●便数

1日47便

●ビーチボールバレー

場所：市民体育館

日時：毎週木曜

午後1時～3時

●全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

女性をめぐるさまざまな人権問題に積極的に取り組むために、電話による相談「女性の権利ホットライン」の全国一斉強化週間を実施します。

●相談内容

夫婦、DV、女性差別など、女性の権利問題

●期間

11月14日(月)～20日(日)

●時間

平日：午前8時30分～午後7時

土日：午前10時～午後5時

●相談担当者

人権擁護委員・法務局職員

●「女性の権利ホットライン」専用電話番号

☎0570・070・810

●事業主の皆さん、労働保険に加入していますか

11月は「労働保険適用促進強化月間」です

労働保険とは、労災保険と雇用保険を合わせた総称

者の事情を早期に把握し、裁判員候補者の負担を軽減するためのものです。

調査票の質問事項に当てはまらない人は返送していただく必要はありません。

また、辞退の申し出ができる時期や期間に制限があるわけはありません。実際の事件の裁判員候補者選ばれた際に送付する質問票や、裁判当日に辞退を申し出たことなども可能です。

裁判員制度への皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●熊本地方裁判所総務課

☎096・241・8921

●もつすぐ年末調整の時期になります

12月は、給与などに係る源泉所得税の年末調整の月です。

毎月の給与などから源泉徴収された所得税の一年間の合計額(源泉徴収税額)と、その年の給与総額に対する年税額は、一致しないのが普通です。

このため、源泉徴収税額の課不足分を調整する必要があり、この手続きを「年

で、政府が管掌する保険制度です。

この保険は事業の種類や規模に関わりなく、農林水産業の一部を除いて、労働者を一人でも雇用している事業主は加入し、保険料を納付しなければなりません。

しかし、卸・小売業、飲食店、理・美容業などを中心に加入していない事業所が数多く残っています。

労働者が必要な労災保険給付や失業給付や育児・介護休業給付などが受けられるよう、速やかに保険の加入手続をお願いします。

労働保険制度や加入手続については、お気軽におたずねください。

●熊本労働局労働保険徴収室

☎096・211・1702

少年指導センター ヤングテレホンあらか 66-2214 ★学校や友だち、家庭や子どものこと...困ったことがあったら、ひとりで悩まないで! ぜひ気軽に相談してください★ ●相談時間 月～金曜(祝日を除く) 午前9時～午後5時 あなたの秘密は守ります

末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整によってその年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養家族や保険料などの申告を正しく行う必要があります。

●玉名税務署

☎72・2125(自動音声案内)

●ネットオークションでの酒類販売にも免許が必要

入手困難な焼酎をインターネットオークションで継続的に出品し、販売するケースが見受けられますが、酒類の販売をする人には、販売場を所轄する税務署長から、通信販売酒類小売業免許を受ける必要があります。

無検挙販売を行った場合、種類の没収、罰金など処罰の対象となりますのでご注意ください。

種類の販売業に当てはまるかどうかについてなど、詳しくはお問い合わせください。

●熊本西税務署

☎096・355・1181

(自動音声案内)